

第4章 景観計画に定める「形態意匠の基準」

景観計画では、良好な景観形成を進めるため、最低限配慮する内容を「形態意匠の基準」として整理し、この基準を踏まえた設計やデザイン等の工夫を促しています。本ガイドラインでは、色彩の基準を除く「形態意匠の基準」を解説しています。

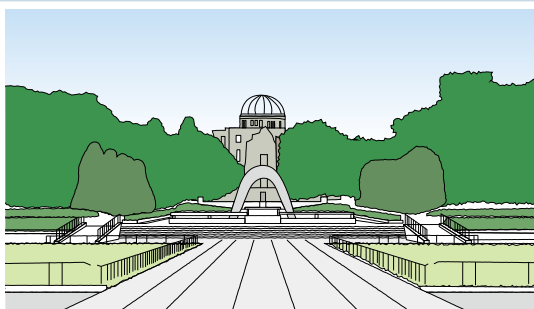
なお、「高さの最高限度の基準」及び「良好な景観の形成のための基準」については、別冊「広島市景観形成ガイドライン（原爆ドームを望む南北軸の眺望景観）」をご覧ください。

1 視点場について

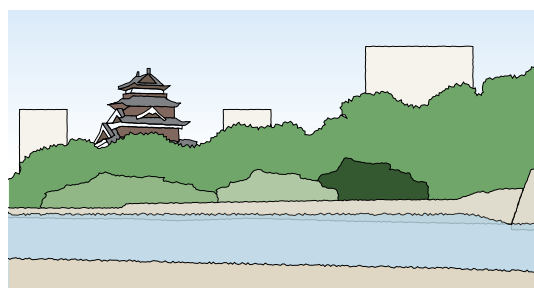
形態意匠の基準において「〇〇からの見え方に配慮し、」と示しているように、地区ごとに本市が景観上重要と考える場所からの見え方について、良好な景観形成のために特別な配慮が必要だと考えています。本ガイドラインでは、この景観上重要と考える場所を「視点場」と表現し、解説を行っています。

地区ごとの視点場については、景観計画第7章の各地区の形態意匠の基準でご確認ください。

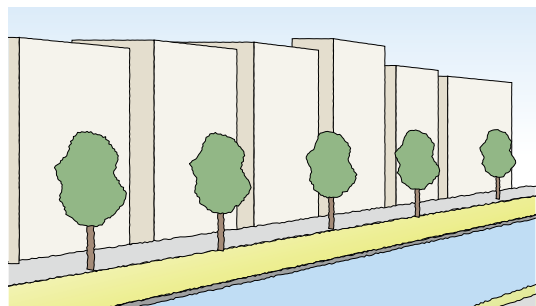
本市には、平和記念公園の南北軸線上、平和大通りなどの幹線道路、広島城や縮景園、広島駅など、様々な視点場があります。視点場ごとに、景観に対する以下のような配慮が必要となりますので、形態意匠の基準や本章で解説する内容を参考に、良好な景観形成に向けた配慮をお願いします。



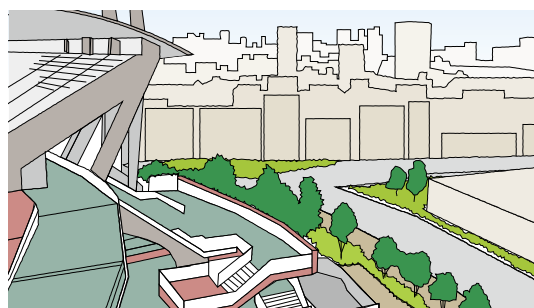
視対象を含む直線上の眺め。背景となる建築物等の配慮が必要。



公園や境内等を視点場とした眺め。視点場内の緑越しにぐらりと見回す景観であるため、広島城や境内、緑等の視対象に対する建築物の見え方に配慮が必要。



通りや対岸又は河川、海を視点場とした眺め。連続した街並み景観であり、周囲の建築物等との調和による一体感、統一感に配慮が必要。



主要施設を視点場としたもの。視点場からの建築物等の見え方に配慮が必要。

■地区と視点場の一覧

視点場名：特に重要な視点場

地区名	本市が考える視点場
① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 (A～D地区)	平和記念公園、河川及び対岸
① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 (E地区)	平和記念公園、平和大通り、相生通り、鯉城通り、河川 及び対岸
② 平和大通り沿道地区	平和大通り、河川及び対岸
③ 縮景園周辺地区	縮景園、河川及び対岸
④ 不動院周辺地区	不動院、河川及び対岸
⑤ 広島東照宮・國前寺周辺地区	地区内の神社・仏閣、二葉の里歴史の散歩道、河川及び対岸
⑥ 広島城・中央公園地区	広島城、広島城跡、平和記念公園、河川及び対岸
⑦ リバーフロント・シーフロント地区 (リバーフロント地区)	河川及び対岸
⑦ リバーフロント・シーフロント地区 (シーフロント地区)	河川及び対岸又は海
⑧ 西風新都地区	地区内の主な幹線道路等
⑨ 広島駅新幹線口地区	広島駅新幹線口広場、二葉の里歴史の散歩道、河川及び対岸、 エリア内の幹線道路
⑩ 広島駅南口地区	広島駅南口広場、河川及び対岸、地区内の幹線道路
⑪ 広島市民球場周辺地区	広島市民球場、西蟹屋プロムナード、河川及び対岸
⑫ 都心幹線道路沿道地区	都心幹線道路、河川及び対岸
⑬ 宇品みなと地区	広島港宇品旅客ターミナル、海

2 複数の地区にまたがる場合の基準

複数の地区に建築物や
工作物がまたがる場合は、
それぞれの地区の基準を
適用します。

なお、例えば、リバー
フロント・シーフロント
地区における「主な河川
又は港湾に面する部分」
と「それ以外の部分」など、
地区内で基準が異なる場
合も、同様に扱います。

